# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	常滑市 障害児支援の支給決定者の管理に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、障害児支援の支給決定者の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

常滑市長

#### 公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  (① 事務の名称		
東京	1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
文統決定情報の登録を行う。支統決定に際して、世帯の市民税所得制額可利用者負担上限月額を判定している。また、国保運合金へ伝送する異動情報や審査結果情報を作成し、給付費支払情報を管理する。  3システムの名称	①事務の名称	障害児支援の支給決定者の管理に関する事務
お売価人情報ファイル 2. 所得区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル	②事務の概要	支給決定情報の登録を行う。支給決定に際して、世帯の市民税所得割額で利用者負担上限月額を判定している。また、国保連合会へ伝送する異動情報や審査結果情報を作成し、給付費支払情報を管理
1. 決定情報ファイル 2. 所得区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル     3. 個人番号の利用     古号法第9条第1項、別表8の項、9の項     行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条     4. 情報提供ネットワークンステムによる情報連携     「実施する ] (選択股>)1)実施する     2)実施しない     3)未定     ②法令上の根拠     お号法第19条第8号     行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、15の項、16の項、第16条、第17条、第18条     条     5. 評価実施機関における担当部署     こども健康部子育て支援課     2所属長の役職名     子育て支援課長     6. 他の評価実施機関     7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求     諸本先     総務部総務課 住所:常滑市飛番台3丁目3番地の5電話番号・0569・47-6101(直通)ファックス番号・0569・34-4329(代表)     3. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ     連絡先     こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛番台3丁目3番地の5電話番号・0569・47-6150(直通)     9. 規則第9条第2項の適用     [ ]適用した	③システムの名称	障害児支援システム
番号法第9条第1項、別表8の項、9の項   行政年級における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条   4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   「実施する	2. 特定個人情報ファイル	名 
議令上の根拠	1. 決定情報ファイル 2. 所得	区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル
法令上の根拠	3. 個人番号の利用	
<ul> <li>①実施の有無</li> <li>② 実施する 〕 1)実施する 2)実施しない 3)未定</li> <li>② 法令上の根拠</li></ul>	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
①実施の有無       [ 実施する ]       1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定         ②法令上の根拠       番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、15の項、16の項、第16条、第17条、第18条件 20 所属長の役職名         5. 評価実施機関における担当部署       こども健康部子育て支援課         ②所属長の役職名       子育て支援課長         6. 他の評価実施機関         7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5電話番号・0569-47-6101(直通) ファックス番号・0569-34-4329(代表)         8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合せ 連絡先 こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5電話番号・0569-47-6150(直通)         9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
<ul> <li>②法令上の根拠         行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、15の項、第16条、第17条、第18条     </li> <li>5. 評価実施機関における担当部署         ①部署             こども健康部子育て支援課          ②所属長の役職名             子育で支援課長         </li> <li>6. 他の評価実施機関</li> <li>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求             総務那総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)         </li> <li>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ             直絡乗・2569-47-6150(直通)</li> <li>9. 規則第9条第2項の適用             [ ]適用した</li> </ul>	①実施の有無	1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない
①部署 こども健康部子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長  6. 他の評価実施機関  7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  請求先 総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)	②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、15の項、16の項、第16条、第17条、第18
②所属長の役職名 子育て支援課長  6. 他の評価実施機関  7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  請求先 総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)  9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	5. 評価実施機関における	<b>担当部署</b> 
6. 他の評価実施機関  7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  請求先 総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  連絡先 こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)  9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	①部署	こども健康部子育て支援課
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  連絡先  こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)  9. 規則第9条第2項の適用  [ ]適用した	②所属長の役職名	子育て支援課長
請求先総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せこども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)9. 規則第9条第2項の適用[ ]適用した	6. 他の評価実施機関	
請求先総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せこども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)9. 規則第9条第2項の適用[ ]適用した		
電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)  8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  連絡先  こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)  9. 規則第9条第2項の適用  [ ]適用した	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
連絡先       こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5電話番号:0569-47-6150(直通)         9. 規則第9条第2項の適用       [ ]適用した	請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)
電話番号:0569-47-6150(直通)  9. 規則第9条第2項の適用  [ ]適用した	8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
	連絡先	
適用した理由	9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
	適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和(	6年11月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年11月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価。 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを選	低にた提供を除く。) [ O ]提供・移転し	ない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [ ]接続しない(技	是供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在さ				[ 〇 ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監査							
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul>						
11. 最も優先度が高い	と考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えらる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策    <選択肢>   1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはなく、住基システムへの入力は、、必要な項目のみ入力できる仕様としている。また、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限が設定されており、アクセス権限の所持者には、毎年の情報セキュリティーポリシー研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 7項·8項	番号法第9条第1項 別表第一の7·8 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 9項·10項·11項	番号法第19条第7号 別表第二の9・10・11  行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成29年5月1日	公表日	2016/10/15	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の9・10・11 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第19条第7号 別表第二の10・11・12 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和1年5月17日	I 5②	「所属長」	「所属長の役職名」		
令和1年5月17日	I 62	「所属長」	「所属長の役職名」		
令和1年5月17日	Ⅳリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 5①	福祉部こども課	福祉部子育て支援課	事後	
令和4年10月1日	I 5②	こども課長	子育て支援課長	事後	
令和4年10月1日	I 7	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 8	福祉部こども課 住所:常滑市新開町四丁目1番地	福祉部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3 丁目3番地の5	事後	
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策8、11		様式変更による追記		
令和6年12月20日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7・8	番号法第9条第1項、別表8の項、9の項		
令和6年12月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の10・11・12	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため		